

多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和2年4月8日

三 川 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				三川町横内地内	無	令和1年度～令和5年度	横内保全会	資源向上支払（施設の長寿命化）の対象農用地面積の追加変更
○				三川町横川地内	無	令和1年度～令和5年度	横川エバーグリーン	資源向上支払（施設の長寿命化）の年交付額の上限額変更
○				三川町東沼地内	無	令和1年度～令和5年度	東沼地区環境保全隊	資源向上支払（施設の長寿命化）の交付単価の変更減
○				三川町押切新田地内	無	令和1年度～令和5年度	押切中町保全会	組織名、構成員、認定農用地面積及び対象農用地面積の変更減（押切地域資源保全会→押切中町保全会）
○				三川町地内	無	令和1年度～令和5年度	三川町広域協定運営委員会	認定農用地面積、対象農用地面積及び施設延長の追加変更